合　意　書

公立学校共済組合北陸中央病院と保険薬局:　　　　　　　　　　　　　は、

院外処方箋における疑義照会の取り決めについて、下記の通り合意しました。なお、保険薬局での運用においては、患者に不利益がないように十分説明の上、同意を得てから行ってください。

記

１　院外処方箋における疑義照会の取り決めについて

以下の場合、原則として疑義照会は事後でも可能とします。

①外用薬の用法変更

②湿布薬、塗布薬の部位

③一包化調剤または一包化不可（ヒート投与）の指示

④塗布薬の混合指示

⑤先発医薬品の剤型変更

⑥成分名が同一の銘柄変更

⑦取り決め範囲内での残薬調整

⑧その他の合意事項

２　開始時期について

　　　　　　年　　月　　日より開始します。

３　合意書の内容の変更について

内容の変更については、必要時協議することとします。

以上

平成30年　　月　　日

病院名称　　　　公立学校共済組合北陸中央病院

住所　　　　　　　小矢部市野寺１２３

代表者氏名　　　病院長　　清水　淳三　　　　　　印

保険薬局名称

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印